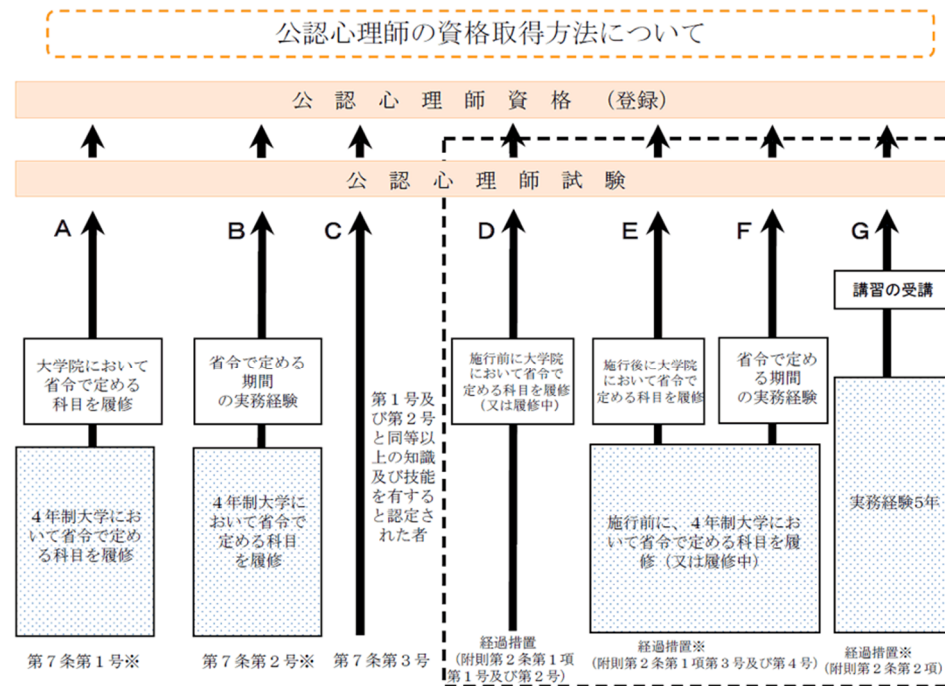


法の施行日前に大学院に入学した者が認められる受験資格の特例について

本年9月15日に公認心理師法が施行され、来年には第1回の公認心理師国家試験が行われる見通しです。公認心理師の資格取得方法は、以下の図のようにいくつかのルートがありますが、法の施行日前に大学院に入学した者が認められる受験資格の特例（下図のDルート）について、本学臨床心理学専攻の対応を示します。

本学での対象者：2003（平成15）年度から2017（平成29）年度までの入学者



※該当条文に基づく受験資格取得者に「準ずるもの」を省令で定めることとされている。

公認心理師法附則第2条第1項第1号及び第2号の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるもの

公認心理師法附則第2条第1項第1号から第3号における特例措置により公認心理師となるために必要な科目は、以下のように定められています。在学中に自分が履修した科目を確認し、必要な科目数を満たせば「Dルート」で受験してください。

満たしていない場合は、法施行の際現に5年以上（常態として週1日以上勤務している期間を通算）心理に関する支援等を業として行い、かつ、所定の講習会（「現任者講習会」）の課程を修了することで、国家試験の受験資格が得られます（Gルート）。

-
1. 保健医療分野に関する理論と支援の展開
 2. 次に掲げる科目のうち2科目
 - イ. 福祉分野に関する理論と支援の展開
 - ロ. 教育分野に関する理論と支援の展開
 - ハ. 司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開
 - ニ. 産業・労働分野に関する理論と支援の展開
 3. 次に掲げる科目のうち2科目
 - イ. 心理的アセスメントに関する理論と実践
 - ロ. 心理支援に関する理論と実践
 - ハ. 家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践
 - ニ. 心の健康教育に関する理論と実践
 4. 心理実践実習

出典) 公認心理師法施行規則（平成29年文部科学省・厚生労働省令第3号）

(<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000177409.pdf>)

公認心理師となるために大学院で必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものと対応する本学臨床心理学専攻の科目名

2018年1月11日現在

大学院で必要な科目名 (文部科学省令・厚生労働省令で定めるもの)		対応する本学臨床心理学専攻の科目名
1. 保健医療分野に関する理論と支援の展開	○ 精神医学特講	➡ 「精神医学特講」を履修していれば、科目1の条件を満たす。
2. イ. 福祉分野に関する理論と支援の展開	○ 障害者心理学特講 ○ コミュニティ・アプローチ特講**	➡ イ・ロ・ハから2科目以上履修していれば、科目2の条件を満たす。 ・ 特例措置で「次に掲げる科目のうち2科目」と書かれている場合、例えば「2」の「ハ」に該当する本学開講科目のなかから2科目を充てるだけでは不十分。イとロ、ロとハなど、省令で定められた科目名が2科目になることが求められている。 ※ ただし、「コミュニティ・アプローチ特講」を「2. イ」の読み替え科目として使用した場合は、同時に「2. ロ」の読み替えに充てることはできない。また、「2. ロ」の読み替え科目として使用した場合は、同時に「2. イ」の読み替えに充てることはできない。
ロ. 教育分野に関する理論と支援の展開	○ 学校臨床心理特講 ○ コミュニティ・アプローチ特講**	
ハ. 司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	○ 家族心理学特講 ○ 犯罪心理学特講—非行臨床心理学 ○ 異常心理学特講 (2004年度・2005年度開講分のみ)	
ニ. 産業・労働分野に関する理論と支援の展開	該当なし	
3. イ. 心理的アセスメントに関する理論と実践	● 臨床心理査定演習Ⅰ・Ⅱ	➡ イとロに必修科目が含まれているので、ハとニを確認しなくても、本学修士であれば科目3の条件を満たす。
ロ. 心理支援に関する理論と実践	● 臨床心理面接特講Ⅰ・Ⅱ, 臨床心理面接特論Ⅰ・Ⅱ ○ 心理療法特講A (遊戯療法), 遊戯療法特講 ○ 心理療法特講B (芸術療法), 芸術療法特講 ○ 心理療法特講C, ブリーフセラピー特講, 臨床心理学特別演習 ○ 心理療法特講D, 催眠・動作療法特講, 臨床心理学特別演習 ○ 心理療法特講E	
ハ. 家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	○ グループ・アプローチ特講	
ニ. 心の健康教育に関する理論と実践	該当なし	
4. 心理実践実習	● 臨床心理実習, 臨床心理実習Ⅰ・Ⅱ	➡ 必修科目が含まれているので、本学修士であれば科目4の条件を満たす。

注1) ● は必修科目、○ は選択必修科目です。

注2) 入学年度によって科目名の標記に変更があったものは、カンマで区切って横並びに示してあります。

注3) 同じ科目名でも、開講年度によって講義内容(シラバスで確認・証明できるもの)が異なっているため、特定の開講年度のみだけが「対応する科目」となっているものがあります。

以上